

2018年8月10日

香陵住販株式会社

代表取締役 薄井 宗明

問合せ先：経営管理本部 029-221-2110(代表)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

急速に変化する経営環境のなか、経営基盤の確立、競争力の追求の強化を実現するため、取締役による意思決定の迅速化を図るとともに、責任の明確化、内部統制システムを整備・運用し、コーポレート・ガバナンスの拡充を進めております。また、会社法に基づいた株主総会、取締役会及び監査役会の運営を徹底するほか、全社プロセス及び業務プロセス上の統制活動を充実させることによって、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、株主、投資家の皆様に公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則について、すべて実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
薄井 宗明	519,000	52.53
菅原 敏道	134,000	13.56
小野瀬 益夫	40,000	4.05
金子 哲広	24,000	2.43
豊田 正久	24,000	2.43
菊本 真透	24,000	2.43
須黒 富美枝	15,000	1.52
神長 春美	15,000	1.52
友部 栄	15,000	1.52
薄井 ひろ子	14,000	1.42

支配株主名	薄井 宗明
-------	-------

親会社名	該当事項はありません。
------	-------------

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	J A S D A Q
決算期	9月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現状では支配株主との取引は行っておりませんが、支配株主との間に取引が発生する場合には、一般的な第三者との取引と同様の公正かつ適切な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び取引条件の妥当性については、取締役会にて審議・決定することによって少数株主の保護に努めてまいります。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 雅之	公認会計士								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 雅之	○	同氏は、2017年1月まで、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に所属されておりました。 また、2017年8月から2018年5月まで、同氏が代表取締役を務める軽子坂パートナーズとの間で会計アドバイザー業務の委託取引がありましたが、現在は取引関係を解消しております。 なお、報酬金額について金額的重要性はないと判断してお	同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見及び経験に基づき、中立的な立場で提言・助言が頂けるものと判断し選任したものです。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。

		り、今後も取引を行う予定は ございません。	
--	--	--------------------------	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との間で監査計画の意見交換を行うなど、監査の有効性、効率性を高めております。また、内部監査部門との間においても連絡を密にし、内部監査への同行によって指摘事項を把握するなど情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野瀬 益夫	公認会計士										△			
星出 光俊	弁護士										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野瀬 益夫	○	同氏は、2015年9月まで当社の顧問税理士でありましたが、現在は取引関係を解消しております。 なお、報酬金額について金額的重要性はないと判断しており、今後も取引を行う予定はございません。	同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見及び経験を当社の監査に活かして頂けるものと判断し選任したものです。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。
星出 光俊	○	同氏は、2017年3月まで当社の顧問弁護士でありましたが、現在は取引関係を解消しております。 なお、報酬金額について金額的重要性はないと判断しており、今後も取引を行う予定はございません。	同氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する高い知見及び経験を当社の監査に活かして頂けるものと判断し選任したものです。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	
独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めること目的に、ストックオプション制度を採用しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社内監査役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておらず、総額にて開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により取締役の報酬等の限度額を決定しており、各取締役の報酬額については、取締役会の決議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポートは、経営管理本部で行っております。 取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である経営管理本部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。 また必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

急速に変化する経営環境のなか、経営基盤の確立、競争力の追求の強化を実現するため、取締役による意思決定の迅速化を図るとともに、責任の明確化、内部統制システムを整備・運用し、コーポレート・ガバナンスの拡充を進めております。また、会社法に基づいた株主総会、取締役会及び監査役会の運営
--

を徹底するほか、全社プロセス及び業務プロセス上の統制活動を充実させることによって、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、株主、投資家の皆様に公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社は、取締役8名(うち社外取締役1名)全員をもって構成される取締役会を設置しております。取締役会は当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を図るとともに、コンプライアンス上重要な問題の審議等を行っております。

なお、取締役会は、原則として毎月1回開催しております。

b. 監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制度を採用しており、監査役3名(うち社外監査役2名)全員をもって構成される監査役会を設置しております。監査役会では、取締役会に上程される議案に対する議論、並びに取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査する業務監査並びに計算書類及びその附属明細書を監査する会計監査を行い、それら監査結果の情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

なお、監査役会は、原則として毎月1回開催しております。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役より直接任命された内部監査人(1名)を配置した、組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、当社グループの年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

d. 経営者会議

経営者会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、ブロック長で構成されており、原則月1回開催し、当社の経営上の重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を審議しております。

e. 会計監査人

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

f. コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

当社は、当社及び当社子会社のリスク管理の推奨及びリスク管理に必要な情報の共有化を図ることで、当社全体のコンプライアンス体制を強化するため、リスク管理規程に基づき、経営管理本部担当役員を委員長とし、常勤監査役、内部監査人、各部門の実務責任者で構成されるコンプライアンス委員会・

リスク管理委員会を設置しております。

なお、同委員会は、事案の発生毎に開催することとしているほか、定例会として、原則として毎月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しています。当社では、社外取締役及び社外監査役の有する会社経営、会計財務、企業法務等に関する経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しています。今後もガバナンス体制の向上を継続して検討していきますが、現状としては監査役会設置会社としての現体制を基礎に、ガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期末が9月となっていることから、定時株主総会は12月に開催しており、集中日は回避できていると認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国株主が増加した際には導入を検討いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の個人投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年1回以上のアナリスト・機関投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家からの問い合わせが増加した際には導入を検討いたします。	なし
IR資料をホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、業績ハイライト等の情報を当社ホームページのIRページに掲載することを予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部門は経営管理本部としており、取締役経営管理本部長がIR担当の責任者であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対して、適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しております。そのため、当社ホームページや会社説明会等を通じて積極的にステークホルダーに対して情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境にやさしい社会の実現のため、太陽光発電事業の推進をおこなっております。 また、従業員の働く環境づくり、従業員の安全・健康に配慮しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、その他法令等を遵守し、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報の開示に努める所存であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、業務の適正性を確保するための体制として、平成29年3月17日の取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行い、概要は以下のとおりです。

当社は、「1. 私たちは、お客様満足度No.1企業を目指します。2. 私たちは、働く私たちの幸福No.1企業を目指します。3. 私たちは社会との調和を重んじ地域発展に貢献するとともに、関係する人々に信頼される企業を目指します」を企業理念としており、この企業理念のもと、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置付けている。

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 代表取締役は、取締役経営管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「役職員行動指針」を定める。
 - (4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査室・総務人事課・弁護士）に相談・申告できる「公益通報窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
- (1) 代表取締役は、取締役経営管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、取締役経営管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）
- (1) 当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- (1) 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - (2) 監査役は稟議上、契約上、その他の業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - (3) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告しなければならない。

(4) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告しなければならない。

9. 当社の監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社の監査役へ、前項の報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に対し、その報告の事をもって不利な取り扱いをしないこととする。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

(1) 当社の監査役職務の執行に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にする。

(2) 監査の為に必要な費用の前払又は償還は速やかに行う。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

(1) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

12. 財務報告の信頼性を確保する体制

(1) 当社の財務報告に係る内部体制については、金融商品取引法その他適用のある法令に準拠し、評価維持改善を行う。

(2) 各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適性の確保に努める。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力等の排除に向けた基本的な考え方

当社の業態である不動産取引業については、賃貸仲介・売買仲介において各種法令上はもちろん、反社会的勢力との取引は、法整備の強く確立される以前より、商慣習として厳しく制限されております。代表取締役を中心に社内の風土としても反社会的勢力との取引を行わないという信念は強くあることから、取締役会、会議等においても、折に触れ、注意喚起がされております。

警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。排除・防止体制としては以上ですが、万一に備えて、全国暴力追放運動推進センターに賛助会員として参加しております。

(2) 反社会的勢力等の排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力等と取引排除に向けた基本的な考え方を実践するため以下のとおりの体制を整備しております。

- a. 「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対策マニュアル」について明文化し従業員への周知徹底を図ります。
- b. 反社会的勢力等の排除を推進するために経営管理本部を統括管理部署とし、経営管理本部管掌取締役を統括責任者とします。
- c. 「反社会的勢力対策マニュアル」等の関係規程を整備し、反社会的勢力等の排除のための体制構築に取り組みます。
- d. 取引先について反社会的勢力との関係について確認を行います。
- e. 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組みます。
- f. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との密接な関係を構築します。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

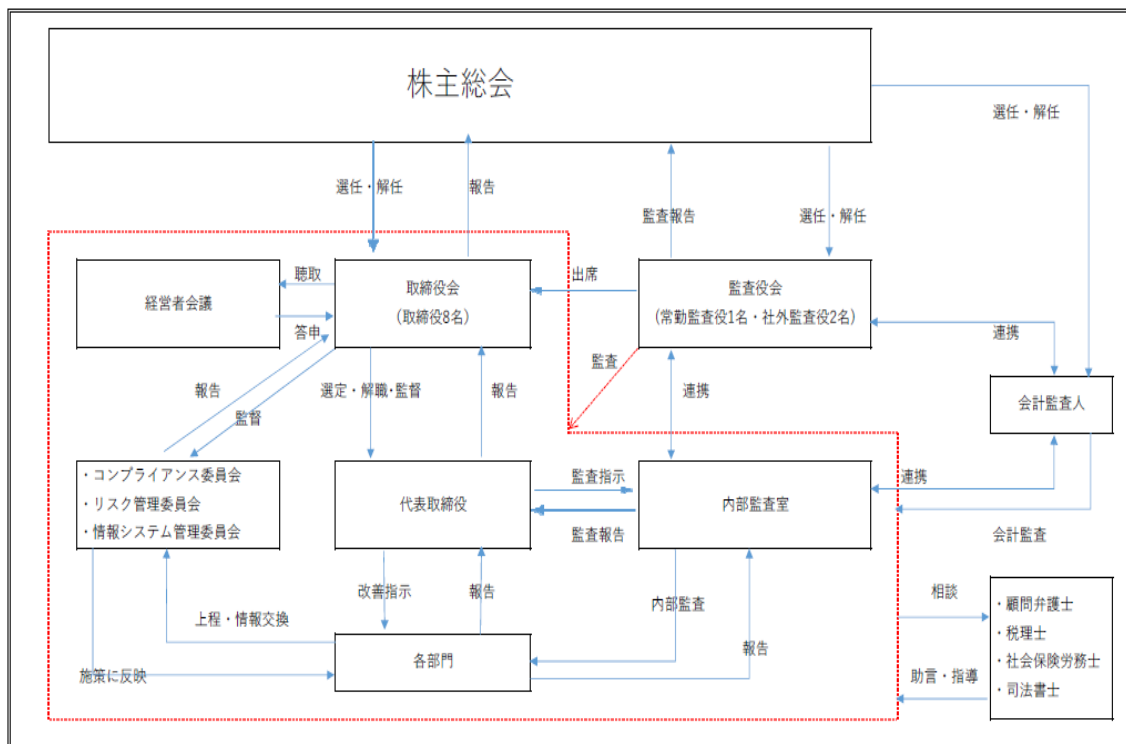
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

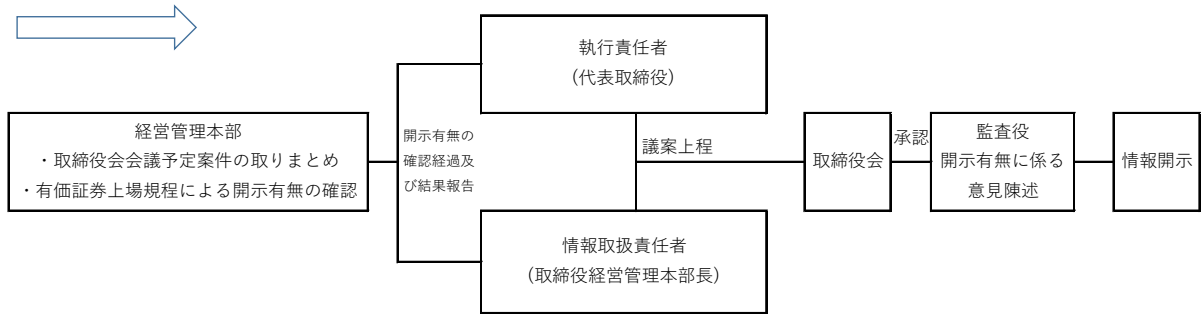
<p>(1) コーポレート・ガバナンス体制について</p> <p>【模式図(参考資料)】をご参照ください。</p> <p>(2) 適時開示体制について</p> <p>【適時開示体制の概要(模式図)】をご参照下さい。</p>

【模式図(参考資料)】

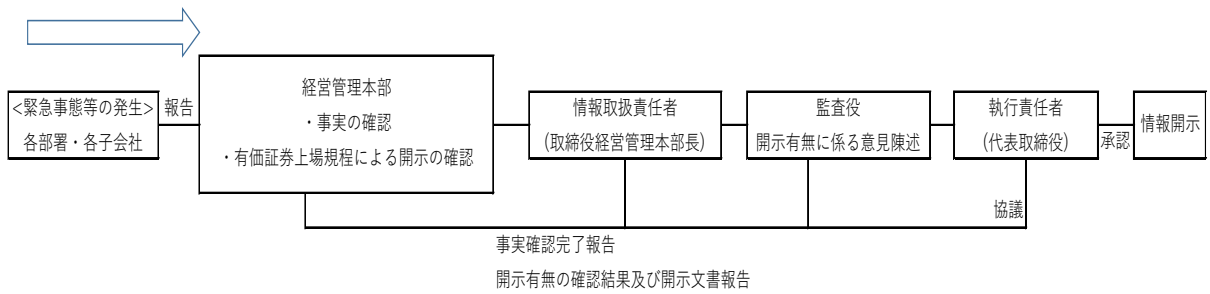


【適時開示体制の概要（模式図）】

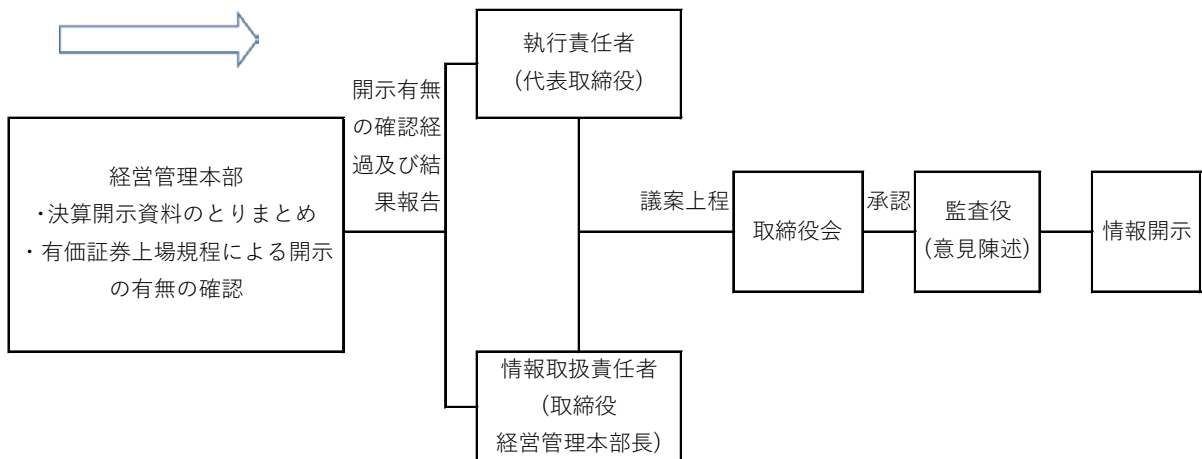
<決定事実に関する情報の適時開示業務フロー>



<発生事実に関する情報の適時開示業務フロー>



<決算に関する情報の適時開示業務フロー>



以上